木曽岬町

個人住民税普通徴収への切替理由書

-111	ட
₩	т
1444	ш

- a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- b. 【 人】給与が支給されない月がある
- c. 【 人】事業専従者のみ

(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

(均定来县)

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

<u>ИПАСЕ (3)</u>		
事業所名	卸	

・この紙の下は、個人住民税を給与から徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。